

募集型企画旅行 旅行条件書

当社は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）にもとづき、以下の条件によりお申込みを承ります。ご契約にあたり、旅行の条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。本旅行条件の詳細につきましては、次によるほか、最終旅行日程表（案内書）及び旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容（運送、宿泊又は食事の内容）、④旅程管理業務者の同行の有無、⑤旅行条件の基準日、以上の５項目につきましては、募集パンフレットをご参照ください。

１．旅行契約の目的

当社は、募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）において、お客様が当方の定める旅行日程に従い、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

２．旅行のお申込み

①募集パンフレットにある所定の申込み方法に従ってお申込みください。
②障がいやアレルギー等、特別な配慮を必要とする方は、①のお申込み前に、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、旅行者からのお申込みに基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置による費用は旅行者の負担とします。

３．旅行代金のお支払いと旅行契約の成立

①旅行代金の額は、募集パンフレットに記載します。
②旅行代金のお支払いは、当社が指定する方法で当社が指定する期日までにお支払いください。
③旅行契約は、大杉谷自然学校「一般会員登録票」の受領をもって契約の締結をし、旅行代金を受領した時（金融機関への振込の場合はその確認が取れた時）に成立するものとします。

４．契約内容の変更と旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
②著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

５．お客様による旅行契約の解除（キャンセル料がかかる場合）

お客様は、下記のキャンセル料を払って旅行契約を解除することができます。キャンセルの受付時間等については別途案内書をご覧ください。

- ・旅行出発日の前日から起算して８日前まで
不要
- ・旅行開始日の前日から起算して７日前まで
旅行代金の 10%
- ・旅行開始日の前日から起算して３日前まで
旅行代金の 20%

- ・旅行開始当日
旅行代金の 50%
- ・旅行開始後の解除又は無連絡不参加
旅行代金の 100%

キャンセル料の対象となる旅行代金は案内書に記載した旅行代金に追加料金のある場合は追加料金を加えた合計金額です。

６．お客様による旅行契約の解除（キャンセル料がかからない場合）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われた時
a 旅行開始日または終了日の変更
b 場所・施設の変更（天候によるプログラムの変更、および野外活動の場所や、それに付随する施設の変更は、これに当たりません。）
- ②旅行代金が増額された場合
- ③当社が案内書を交付しない場合
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき

７．当社による旅行契約の解除・払戻

- 次の場合、旅行契約を解除することがあります。
- ①旅行代金を期日までにお支払いいただけない時
 - ②申込条件の不適合
 - ③団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時
 - ④当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を既に履行された旅行サービスに対する金額を差し引いたものをお客様へ払戻します。

８．最少催行人数

最少催行人数は８名です。

９．催行中止

お客様の人数が最少催行人員に満たない場合、旅行開始日の 14 日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知し、当該旅行代金全額を払戻します。

１０．当社の責任

当社がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は 15 万円（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません）。また次の場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被った時。

１１．特別補償

お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円、携行品にかかる損害補償金（15 万円を限度）を支払います。

１２．旅程補償

旅行日程の変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じた変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行

代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

１３．お客様の責任

- ①お客様の故意または過失により当社が損害を被った時は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ②お客様は当社から提供される情報を活用し、案内書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後に案内書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社、または旅行サービス提供者（以下「大杉谷自然学校」といいます）にその旨を申し出なければなりません。

１４．お客様の交代

お客様は契約上の地位を第三者へ譲渡することが出来ます。その場合、出発前日までに、譲渡される方（契約者）からその旨を大杉谷自然学校にご連絡ください。また、譲渡を受けた方が申込み条件を満たさない場合は、「５．お客様による旅行契約の解除（キャンセル料がかかる場合）」となります。

１５．保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認めた時は、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでない時は、当該費用を指定する期日までに指定する方法で支払わなければなりません。

１６．個人情報の取扱について

- 当社は、旅行申込の際に提出された一般会員登録票に記載された個人情報について、旅行者との連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、以下の目的等で旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ①会社及び会社と連携する団体の事業のご案内
 - ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - ③アンケートのお願い

旅行業法第 12 条の 4 による旅行取引条件説明書面本取引条件説明書面に記載のない事項は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

エス・パール交通株式会社
三重県知事登録旅行業 3-310 号
三重県多気郡大台町上三瀬 265 番地 3
国内旅行業務取扱管理者：吉田 将